

町田市教育委員会第3回臨時会

日 時 2019年3月29日（金）午後1時00分（予定）

場 所 教育長室

議 題

1. 議案審議事項

議案第33号 教育委員会職員の4月1日付け人事異動について

議案第34号 町田市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について

議案第35号 町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

議案第36号 第4期町田市生涯学習審議会委員の委嘱について

議案第 33 号

教育委員会職員の 4 月 1 日付け人事異動について

上記の議案を提出する。

2019 年 3 月 29 日提出

町田市教育委員会

教育長 坂 本 修 一

(提案理由説明)

本件は、2019 年 4 月 1 日付けで発令が予定されている教育委員会職員の人事異動について決議を求めるものです。

転出

(課長級)

発令年月日	発令内容	所属	職層	氏 名
2019年4月1日	市長部局へ出向を命ずる	学校教育部教育総務課担当課長	副参事	高野 徹
2019年4月1日	市長部局へ出向を命ずる	学校教育部教育センター所長	副参事	勝又 一彦
2019年4月1日	市長部局へ出向を命ずる	生涯学習部生涯学習総務課担当課長 兼)生涯学習総務課総務係長	副参事	早出 満明
2019年4月1日	市長部局へ出向を命ずる	生涯学習部図書館市民文学館担当課長	副参事	吉川 輝

転入等

(課長級)

発令年月日	発令内容	所属	職層	氏 名
2019年4月1日	学校教育部教育総務課担当課長を命ずる		副参事	是安 智彦
2019年4月1日	学校教育部保健給食課担当課長を命ずる		副参事	武藤 正道
2019年4月1日	学校教育部指導課担当課長を命ずる	学校教育部教育センター担当課長	副参事	宇野 賢悟
2019年4月1日	学校教育部教育センター所長を命ずる	学校教育部教育センター担当課長	副参事	林 啓
2019年4月1日	学校教育部教育センター担当課長を命ずる	学校教育部指導課担当課長	副参事	辻 和夫
2019年4月1日	生涯学習部図書館副館長を命ずる	生涯学習部図書館担当課長	副参事	江波戸 恵子
2019年4月1日	生涯学習部図書館担当課長を命ずる		副参事	竹川 裕之
2019年4月1日	生涯学習部図書館市民文学館担当課長を命ずる	生涯学習部図書館副館長	副参事	中嶋 真

昇格

(部長級)

発令年月日	発令内容	所属	職層	氏 名
2019年4月1日	生涯学習部次長を命ずる 生涯学習総務課長事務取扱を命ずる	生涯学習部生涯学習総務課長	参事	佐藤 浩子

議案第34号

町田市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2019年3月29日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、校務支援システムの導入に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校文書取扱規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

校務支援システムの導入に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 校務支援システムに関する規定を加えます。(第5条及び第10条関係)
- (2) 文書の記号及び番号の記載の省略に関する規定を改めます。(第7条関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

町田市立学校文書取扱規程の一部を改正する規程

町田市立学校文書取扱規程（平成１１年１２月町田市教育委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（文書取扱責任者及び文書担当者の職務） 第５条 文書取扱責任者は、学校における次の事務の指導及び助言を行う。 （１）～（６） 略 （７） <u>校務支援システム(学校の教職員の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織で、校務に関する事務を処理するものをいう。以下同じ。)</u>の利用に関すること。 <u>（８） ファクシミリ及び電子メールの利用に関すること。</u> <u>（９） 略</u> ２ 略 （様式） 第６条 文書事務に関する様式は、学校教育部教育総務課長（以下「<u>教育総務課長</u>」という。）が別に定める。 （文書の記号及び番号） 第７条 文書には、次に定めるところにより記号及び番号を付ける。 （１） 起案を必要とする文書又は保存年限が１年を超える文書には、収受し、又は発議した日の属する西暦年度の下２けたの数字、「町」の字及びその学校を表す文字からなる記号を付け、番号を記載する。ただし、文書の性質上これにより難い場合は、<u>教育総務課長</u>と協議の上、校長が定める。 <u>（２） 前号</u>の文書の番号は、原則として４	（文書取扱責任者及び文書担当者の職務） 第５条 文書取扱責任者は、学校における次の事務の指導及び助言を行う。 （１）～（６） 略 （７） <u>コンピュータ又はOA機器等を用いた文書の取扱いに関すること。</u> <u>（８） 略</u> ２ 略 （様式） 第６条 文書事務に関する様式は、学校教育部教育総務課長が別に定める。 （文書の記号及び番号） 第７条 文書には、次に定めるところにより記号及び番号を付ける。 （１） 起案を必要とする文書又は保存年限が１年を超える文書には、収受し、又は発議した日の属する西暦年度の下２けたの数字、「町」の字及びその学校を表す文字からなる記号を付け、番号を記載する。ただし、文書の性質上これにより難い場合は、<u>学校教育部教育総務課長</u>と協議の上、校長が定める。 <u>（２） 前号の規定にかかわらず、事務連絡文書等軽易な文書は、文書の記号及び番号の記載を省略することができる。</u> <u>（３） 第１号</u>の文書の番号は、原則として

月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの年度による一連番号を付ける。 <u>(3)</u> 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、事務連絡文書等の軽易な文書その他教育総務課長が認める文書については、文書の記号及び番号の記載を省略することができる。</u> (事案の処理) 第 1 0 条 略 2 略 <u>3 前 2 項の規定にかかわらず、学校教育部長が別に定める事案の処理については、校務支援システムにより行うものとする。</u>	4 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの年度による一連番号を付ける。 <u>(4)</u> 略 (事案の処理) 第 1 0 条 略 2 略
備考 改正部分は、下線の部分とする。	

附 則

この規程は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

議案第35号

町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2019年3月29日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、校務支援システムの導入に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校事案決定規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

校務支援システムの導入に伴い、関係する規定を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

校務支援システムによる事案の決定及び決定関与の方式に関する規定を加えます。(第13条及び第14条関係)

3 施行期日

平成31年4月1日から施行します。

町田市立学校事案決定規程の一部を改正する規程

町田市立学校事案決定規程（平成１１年１１月町田市教育委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（事案の決定方式等） 第１３条 事案の決定は、当該事案に係る決定案を記載した文書（以下「起案文書」という。）に当該事案の決定権者が押印し、又は署名する方式により行うものとする。<u>ただし、校務支援システム（町田市立学校文書取扱規程（平成１１年１２月町田市教育委員会規程第２号）第５条第１項第７号に規定する校務支援システムをいう。以下同じ。）を利用して起案された起案文書については、当該事案の決定権者が校務支援システムに承認した旨を電磁的に表示し、及び記録する方式により行うものとする。</u> ２～４ 略 （決定関与の方式） 第１４条 事案の決定に当たり決定関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付して、<u>当該決定関与者の押印又は署名を求める方式により決定関与を行わせるものとする。ただし、校務支援システムを利用して起案された起案文書については、校務支援システムにより、当該事案の決定関与者に当該起案文書を回付して、当該決定関与者に承認した旨を電磁的に表示し、及び記録することを求める方式により行うものとする。</u>	（事案の決定方式等） 第１３条 事案の決定は、当該事案に係る決定案を記載した文書（以下「起案文書」という。）に当該事案の決定権者が押印し、又は署名する方式により行うものとする。 ２～４ 略 （決定関与の方式） 第１４条 事案の決定に当たり決定関与が必要とされる場合には、当該事案の決定関与者に起案文書を回付して、決定関与者の押印又は署名を求める方式により決定関与を行わせるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分とする。	

附 則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

議案第36号

第4期町田市生涯学習審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

2019年3月29日提出

町田市教育委員会

教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市生涯学習審議会条例第3条の規定に基づき、第4期町田市生涯学習審議会委員を委嘱するものです。

なお、本件は、2019年3月31日付けで解任する委員の後任として委嘱するものであり、任期は2020年3月31日までです。

1. 委嘱（2019年4月1日付け）

選出区分	氏名	所属・選出団体	備考
生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表	やぎぬま 柳沼 けいいち 恵一	町田市生涯学習センター運営協議会	新任

第4期生涯学習審議会委員一覧（2019年4月1日時点）

選出区分	氏名	所属・選出団体
社会教育委員	わたなべ つねひこ 渡辺 恒彦	町田市公立小学校長会
〃	おくだいら ゆうじ 奥 平 雄二	町田市公立中学校長会
〃	うりゆう こ 瓜生 ふみ子	NPO法人 CCCNET
〃	いけの けい 池野 系	公益社団法人町田市シルバー人 材センター
〃	せきね みさき 関根 美咲	学校支援ボランティアコーディ ネーター
〃	まえやま せ つ 前山 世津	町田市立中学校PTA連合会
〃	よしだ かずお 吉田 和夫	一般社団法人 教育デザイン研究所
〃	かげやま ようこ 影山 陽子	日本女子体育大学
生涯学習又は社会教育に 関する関係機関の代表	やぎぬま けいいち 柳沼 恵一	町田市生涯学習センター運営協 議会
〃	やまぐち ひろし 山口 洋	町田市立図書館協議会
〃	ふかさわ しんじ 深沢 眞二	町田市民文学館運営協議会
〃	いとう ちかこ 井藤 親子	社会福祉法人 町田市社会福祉協議会
公募による市民	さ さ き きわむ 佐々木 極	—
公募による市民	や た べ 谷田部 まゆみ	—